

# 令和4年度第1回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年4月11日(月)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	9時52分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	6番	天崎直幸
	2番	浅田昭弥	7番	稲田洋子
	3番	加藤幸児	8番	吉川保
	4番	絹谷澄雄	9番	奥迫静子
	5番	内田章久	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	梅林剛	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員				
議事録署名委員	2番	浅田昭弥	3番	加藤幸児
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事	山田祐志
	室長	石倉嘉寛		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号	農地転用違反について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
7. その他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和4年度第1回 日南町農業委員会総会を開会すると宣言。</p> <p>4月より農業委員会事務局に新たに2名の職員が異動となりました。始めに紹介をさせていただければと思います。</p> <p>(高橋事務局長挨拶)</p> <p>(山田主事挨拶)</p> <p>開会にあたり、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。新年度が始まり、農業委員会事務局スタッフも一新しました。</p> <p>今月に入り1日、4日と二つの入社式、入学式に出席させていただきました。一つは第14期農業研修生のお入社式で今年は2名の研修生でした。一人は△△市から農産加工の研修がしたいという〇〇〇君、奥様が△△町出身。もう一人はアメリカ生まれで奥様が△△町出身の〇〇〇君、野菜と家畜の勉強がしたいということでした。</p> <p>4日には、全国でも注目を集めている林業アカデミーの入学式に出席いたしました。4期目を迎える林業アカデミーには、林業専修科12名、林業研修科2名の14名が入学いたしました。内訳は県内出身者が6名、徳島県、愛知県、東京都をはじめとする県外8名です。全国的に林業アカデミーへの希望者の少ない中で定員以上の入学希望者があったことは大変喜ばしいことと思います。木造建築が見直される中、国産材の需要が高まり林業従事者の育成が喫緊の課題に林業アカデミーの担う役割は大きいと感じました。ただ、農業研修生は、これまで40名以上の卒業生がいますが農業への就業率は50%を割り込む現状に中山間地農業の厳しさを改めて感じました。以上を申し上げまして、令和4年度第1回 農業委員会総会を開会いたします。よろしく願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、2番 浅田農業委員、3番 加藤農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長 室 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。</p> <p>4月になり担当が変わりましたが今月の議案につきましては、3月中に上程しておりますので、事務局として説明させていただきます。</p> <p>報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。本日は3件の報告をさせていただきます。</p> <p>申請番号1、利用権を設定する者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、対象農地が△△×××番地、田が1筆、面積が435㎡。変更の理由といたしまして所有権移転による貸付人及び小作料の変更になります。令和3年7月の総会で3条の売買ということで協議をしていただいた農地の登記が完了したということです。ですので、設定する方が〇〇〇さんから〇〇〇さんに変更になります。併せて小作料を見直されるということで届出があったものになります。</p>

		<p>申請番号 2、利用権を設定する者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受け る者が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて一般社団法人□□□が借受 けられている農地になります。対象農地が△△×××番地、×××番地の 2 筆、変更の理由といたしまして小作料の変更、使用貸借契約のところを全 体で◇◇◇円に見直されるということで届出があったものになります。</p> <p>申請番号 3、利用権を設定する者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受け る者が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて一般社団法人□□□が借受 けられている農地になります。対象農地が△△×××番地の他、合わせて 4 筆、小作料の変更、使用貸借契約のところを全体で◇◇◇円に見直される ということで届出があったものになります。</p> <p>申請番号 2 と 3 で小作料に差がありますがこちらにつきまして、実際には、 一般社団法人□□□が特定農作業受委託契約で耕作者へ貸付けており、 2 番と 3 番で貸付人が異なっていることから小作料に違いがあるそうです。 以上 3 件になります。よろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>報告第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので 次に移ります。</p>
報告第 2 号	議 長	<p>報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局お 願いします。</p>
	室 長	<p>報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてです。本 日は 5 件の合意解約の届出が出ておりますので報告させていただきます。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 435 m<sup>2</sup>、 賃貸人が鳥取県農業農村担い手育成機構、賃借人が△△の農事組合法人□ □□、平成 27 年 3 月 10 日から令和 7 年 3 月 9 日までの契約期間でしたが、 解約後、株式会社□□□が耕作予定です。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、田が 3 筆、原野が 2 筆 の合計 5 筆、面積合計が 5125 m<sup>2</sup>、賃貸人が鳥取県農業農村担い手育成機 構、賃借人が△△の農事組合法人□□□、平成 27 年 3 月 10 日から令和 7 年 3 月 9 日までの契約期間でしたが、解約後、株式会社□□□が耕作予定 です。</p> <p>申請番号 3、農地の所在地が△△×××番地の他、田が 4 筆、面積合計が 6690 m<sup>2</sup>、賃貸人が△△町の〇〇〇さん、賃借人が△△町の〇〇〇さん、平 成 30 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの契約期間でしたが、解約後、 株式会社□□□が耕作予定です。</p> <p>申請番号 4、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、面 積合計が 2701 m<sup>2</sup>、賃貸人が△△県△△市の〇〇〇さん、賃借人が〇〇〇さ ん、令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの契約期間でしたが、 解約後、農事組合法人□□□が耕作予定です。</p> <p>申請番号 5、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、面 積合計が 1431 m<sup>2</sup>、賃貸人が△△市の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さ ん、平成 26 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの契約期間でしたが、</p>

		解約後、〇〇〇さんが耕作予定です。以上 5 件、16382 m <sup>2</sup> となります。よろしく願いいたします。
	議長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第 3 号	議長	<p>レジメにはありませんが、報告第 3 号として農地転用違反について最初に説明させていただきます。</p> <p>3 月 28 日に農地転用違反について確認いたしましたので、事務局に連絡して現場に来てもらいました。違反について皆さんお気づきの方もおられるとは思いますが、2 月総会において転用許可を出しました、〇〇〇株式会社のトンネル工事の従業員用宿舎建設のため、日野上小学校上側に宿舎を建設中です。土地全体面積 4525 m<sup>2</sup>のうち、2745 m<sup>2</sup>の許可でしたが、残地に目隠しフェンスの工事をしているのを確認しましたので、事務局と〇〇〇株式会社の現場事務所に行きました。当日現場事務所長が不在でしたが、一旦工事の中止をお願いしました。翌 3 月 29 日に役場にて現場所長に説明を求め、顛末書の提出を求めました。内容については事務局より説明させていただきます。</p>
	高橋事務局長	<p>先ほど梅林会長から概要の説明がありました。3 月 29 日に〇〇〇株式会社中国支店管理部事務センター〇〇〇事務長から顛末書の提出がありましたので朗読いたします。</p> <p>経過 令和 3 年度鍵掛峠道路トンネル北工事施工にあたり、△△町△△×××番地を作業員宿舎建設のため借地しました。</p> <p>令和 4 年 2 月 21 日、土地全体面積 4525 m<sup>2</sup>のうち、2754 m<sup>2</sup>について鳥取県西部総合事務所より一時農地転用許可を頂きました。</p> <p>令和 4 年 3 月 28 日、許可を頂いていない土地についても表土に影響を与えない作業であれば問題ないという認識の下、仮囲設置工事を開始しました。</p> <p>この行為が無許可であるという指摘を受け、工事を停止しました。</p> <p>今後とも引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。以上、顛末書の内容の報告でした。</p>
	議長	経緯について石倉君より説明させていただきます。
	室長	<p>梅林会長から概要の説明がありましたので、重複する部分もありますが、経緯を説明させていただきます。</p> <p>2 月総会において一時転用の許可を頂いた内容になります。先ほど高橋事務局長が読み上げた顛末書にもありましたように、2 月 21 日付で鳥取県西部総合事務所より全体面積のうち、2754 m<sup>2</sup>のみ一時転用許可が出ております。こちらとしましても宿舎のみの建設という認識でありました。</p> <p>〇〇〇株式会社に確認したところ、元々作業員用宿舎のみの建設ということでした。ただ、この時点では、実際にトンネルを掘る作業の業者が入札前で決まっておらず、駐車場は借りずにマイクロバスで現場に送迎する予定でおられたそうです。許可が出た後、業者が決まりどうしても駐車場が</p>

		<p>欲しいということで周囲を探したが、なかなかいいところがなく、農地の所有者に相談したところ、残ったところも貸してもよいという回答があったそうです。それを受けて表土に影響がない工事であれば一時転用に当たらないという認識の下、先に目隠しフェンス工事をされたそうです。そこを3月28日に会長と確認し、表土を構う、構わないということではなく、農業ができなくなるという工事をしている時点で既に農地法違反であるという旨の説明をいたしました。国道側に付けかけていたフェンスの工事を一旦中止し、一部撤去もされておられます。残った農地につきましては、改めて転用の許可申請を出させていただくということで□□□株式会社から伺っております。ですので、5月総会に向けて書類の作成、提出をお願いしております。5月の総会に改めて皆さんにご協議頂きたいと思っております。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第3号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(4番 絹谷農業委員挙手) 4番、絹谷農業委員。</p>
	絹谷農業委員	<p>△△地域でも無断転用になりそうな案件がありましたので、農業委員会で許可を取ってほしいということで話をしました。その話の中で、地主の方の許可を得ている。と言われました。今後トラブルにならないように指導することも必要だと感じました。</p>
	議 長	<p>我々も日々気を付けたいと思っております。その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、5月の総会で協議したいと思っております。よろしくお願い申し上げます。以上で報告事項を終わります。</p>
議案第1号	議 長	<p>続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。</p>
	室 長	<p>議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定についてです。本日は非農地申請が1件ありますのでご協議をお願いします。</p> <p>申請番号1、土地の所在地が△△×××番地の他、畑が3筆、面積合計が515㎡、土地の所有者が△△市の〇〇〇さん、非農地の事由として20年以上耕作しておらず原野化している。今後も活用の予定はないということです。農地の場所としまして資料を剥ぐっていただきましたところに中間図、字切図、現地写真をつけさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思っております。3月上旬に相談があり、雪解けごろに現地の確認に行きました。所有者の方も農地法等わからないこともあり、登記地目が畑ということで所有者の〇〇〇さん自身が遠方に住んでいることから、近所の方に譲渡してしまいたいということで最初は3条の申請で相談がありました。現地確認の際に、長年農地として使われている様子もなく、屋根の落ちかけたような家が建っている状況で、これでは農地と呼べないであろうということを申請者に伝え、非農地での申請に切換えていただいた形になります。</p> <p>近所の方に話を聞いてみたところ、家はずいぶん前から建っているが、長く空き家であり、家の裏側の畑であったであろうという斜面のところも</p>

		<p>周りに迷惑が掛からない程度の草刈りをされておられたそうですが、長年使われていないそうです。以上のことから非農地での判断が妥当ではないかと判断いたしました。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。地元委員の方の補足説明をお願いします。</p> <p>(梅林農地最適化推進委員挙手) 梅林推進委員。</p>
	梅林推進委員	<p>日野上地域推進員の梅林です。4 月 5 日に現地確認をしましたが、長年耕作もされておられないし、家も 60 年位前から建っていて 30 年位前から空き家になっています。他の農地にも影響がないと思います。よろしく願います。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。</p>
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局をお願いします。</p>
	室 長	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料剥ぐっていただきましたところに利用集積計画総括表を付けておりますので併せてご確認いただけたらと思います。本日は機構を通じた新規の契約が 2 件、機構を通じた再設定の契約が 12 件、相対の新規の契約が 7 件、相対の再設定の契約が 13 件の合計 34 件です。資料剥ぐっていただきましたところから個別の説明をさせていただきます。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、面積合計が 4152 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻作付、水張反当◇◇◇円、令和 4 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年 10 ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、田が 4 筆、面積合計が 6690 m<sup>2</sup>、貸付人が△△町の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手機構、水稻作付、水張反当◇◇◇円、令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 4 年 10 ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 3 から申請番号 14 までが機構を通じた再設定の契約になりますので、お読み取り頂けたらと思います。</p> <p>申請番号 15、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、面積合計が 2701 m<sup>2</sup>、貸付人が△△県△△市の〇〇〇さん、借受人が△△の農事組合法人口□□□、水稻作付、水張反当◇◇◇円、令和 4 年 4 月 11 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間の契約になります。</p> <p>申請番号 16、農地の所在地が△△×××番地の他、田が 6 筆、原野が 2 筆の合計 8 筆、面積合計が 7563 m<sup>2</sup>、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の株式会社□□□、水稻作付、水張反当◇◇◇円、令和 4 年 4 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年 11 ヶ月の契約になります。株式会社□</p>

	<p>□□ですが、昨年まで農事組合法人□□□として活動しておられました。12月末で解散され、代表の○○○さんが、一人で株式会社を設立されたということです。経営状況等の資料を付けさせていただいておりますが、所有している機械が少ないということもあり、持っていない機械等の作業については作業委託に出されるということでご伺っております。</p> <p>申請番号 17、農地の所在地が△△×××番地の他、田が4筆、面積合計が7761㎡、貸付人が△△の○○○さん、借受人が△△の株式会社□□□、水稲作付、水張反当◇◇◇円、令和4年4月11日から令和5年3月31日までの11ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 18、農地の所在地が△△×××番地の他、田が4筆、原野4筆の合計8筆、面積合計が5136㎡、貸付人が△△の○○○さん、借受人が△△の株式会社□□□、水稲作付、使用貸借、令和4年4月11日から令和7年3月31日までの2年11ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 19、農地の所在地が△△の×××番地の他、田が2筆、原野が1筆の合計3筆、面積合計が3930㎡、貸付人が△△の○○○さん、借受人が△△の○○○さん、そばの作付、使用貸借、令和4年4月11日から令和9年3月31日までの4年11ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 20、農地の所在地が△△×××番地の田が1筆、面積が2247㎡、貸付人が△△の○○○さん、借受人が△△の○○○さん、そばの作付、水張反当◇◇◇円、令和4年4月11日から令和9年12月31日までの5年8ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 21、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が2筆、面積合計が1431㎡、貸付人が△△市の○○○さん、借受人が△△の○○○さん、その他野菜の作付、全体◇◇◇円、令和4年4月11日から令和17年1月31日までの12年9ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 22 から申請番号 34 までが相対の再設定の契約になりますので、お読み取り頂けたらと思います。また、相対の新規で契約される方の経営状況等の資料も付けておりますので、併せてご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
議 長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (2番、浅田農業委員挙手) 2番、浅田農業委員。</p>
浅田農業委員	<p>申請番号 16 から申請番号 18 までの株式会社□□□ですが、昨年農事組合法人を解散し一人で株式会社を設立されたということで水稲を作付されるようですが、期間の設定がバラバラで短いように感じますが、理由がわかりましたら教えていただきたいです。</p>
室 長	<p>期間がバラバラの件につきましては、これまで農事組合法人□□□でやっておられた○○○さんと○○○さんの農地については、現在の中山間制度の令和7年3月31日までは続けてやりたい、これまでも3年程度の更新であったため同じように期間の設定をされておられます。○○○さんの農地につきましては、以前より、事務局としても貸し借りのお話をさせてい</p>

		<p>ただいていた農地になります。これから一人で作業をされるにあたり不安になるところもあり、なかなか契約が進まなかったところになります。この度とりあえず1年やってみるということで、短い契約期間となっておりますが、この農地も中山間制度の対象農地になっており、最低でも期間内は管理したいと口頭では確認をしているところになります。以上です。</p>
	浅田農業委員	<p>ありがとうございました。</p>
	議長	<p>その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p>
議案第3号	議長	<p>議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	室長	<p>議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料を剥ぐっていただきましたところに集計表を付けておりますので、ご確認いただけたらと思います。今月の配分率について100%を超えておりますが、合意解約で報告した農地について配分のみ変更になる農地があるため100%を超える配分になっております。</p> <p>整理番号1、権利の設定を受ける者が△△の株式会社□□□、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が2筆、面積合計が4152㎡、権利の種類が賃借権、令和4年6月1日から令和8年3月31日までの3年10ヶ月、水張反当◇◇◇円の契約となります。</p> <p>整理番号2、権利の設定を受ける者が△△の株式会社□□□、農地の所在地が△△×××番地の他合計10筆、面積合計が12250㎡、権利の種類、期間等については土地の所有者によって変わっておりますので、お読み取り頂けたらと思います。</p> <p>整理番号3については機構を通じた再設定の契約となっておりますが、株式会社□□□の契約が合計で57筆、面積合計が37743㎡となります。権利の種類等についてはお読み取り頂けたらと思います。以上、69件、54145㎡です。資料剥ぐっていただきましたところに、権利の設定を受けられる方の農業経営状況等の資料も付けておりますので、併せてご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議長	<p>議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。</p>
	議長	<p>その他、議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
協議事項	議長	<p>続いて協議事項に移ります。事務局お願いします。</p>
	室長	<p>総会議案には協議事項として記載しておりますが、特にこちらから協議</p>

		事項等ありませんので削除してください。
	議 長	無いようですので次に移ります。
そ の 他	議 長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	次回総会は、令和4年5月12日（木）午前9時から開会予定です。よろしく願いいたします。
閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和4年度第1回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和4年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員